

【別紙1】調査成果の概要

明治37(1904)年隠岐の井口・永海組が販売した
竹島のアシカの肉から作られた肥料について
―出雲地域での利用が初めて判明―

1. 調査者

船杉力修 島根大学法文学部准教授(歴史地理学)

升田 優 島根県竹島問題研究顧問、第5期島根県竹島問題研究会委員

2. 調査期間 令和3(2021)年9月～12月

3. 調査場所 島根県出雲市大社町

4. 史料の出典について

: 明治38(1905)～明治41(1908)年『竹島貸下・海驢漁業書類』(島根県公文書センター所蔵)

①明治38(1905)年4月11日、島根県内務部長堀信次→隠岐島司東文輔

竹島でのアシカ漁業はこのたび島根県漁業取締規則で許可漁業となるが、隠岐の複数の者から、願書が提出された。元来竹島は面積が狭小で、漁場は荒廃を来す恐れがあるので、競争濫獲を防ぎ、この漁業を永続させる趣旨により許可する方針で、到底多人数に許可することはできない。そこで従来竹島の経営者の中でその功労の多少就業見込の確否を調査し、詳細意見書を差し出すこと。

<願書提出者>

西郷町 中井養三郎

同町 永海寛市

五箇村 橋岡友次郎

西郷町 石井忠太郎

布施村 山根房松

西郷町 三浦忠一郎

磯村 門脇貞太郎 外一名

中村 井口龍太

(西郷町 加藤重蔵)

※赤字は漁業実績が認められアシカ漁業が許可される

②同年4月14日 隠岐島司横山喜雄第一課長・書記→西郷・布施・中・磯・五箇各町村長へ照会

次の者はこれまで新領土竹島(旧リヤンコールド島)へ渡航し、アシカ漁業をしたことがあるかどうか、最も確実なることを至極至急取り調べ、もしあれば左記の事項の詳細について取り調べをすること。

各年分調査

一、渡航年月日

一、従業中一切の状況

一、漁業者の姓名

一、資本金の概略

一、漁獲物の処理及び価額の総数

→その後、各町村が取調書を作成、隠岐島司へ提出

③明治37（1904）年永海寛市・井口龍太組の取調書

永海寛市と井口龍太の共同事業

永海：専ら資本主、井口：実際竹島へ渡島捕獲に従事

両者を調査。両者の記載に齟齬が見られる

（西郷町・永海寛市取調書） ※島根県隠岐島庁の罫紙を使用（同筆）

（中村・井口龍太取調書）【別紙2】 ※島根県隠岐島庁の罫紙を使用（同筆）

・販売先【別紙2-3】

西郷町大字中町 永海寛市 ※水産業

大坂市御坪 御座商店 ※不明

杵築 渡辺豊次 ※今回調査

布施村布施 富田休太郎 ※廻船業

5. 特記事項

(1) 明治36（1903）年から明治38（1905）年における竹島のアシカ漁業に従事したグループをみると【別紙3】、明治36（1903）年には2組、明治37（1904）年には5組、明治38（1905）年には9組と、年々数は増加し、過当競争の状況となっていた。このうち、漁業実績のあった、中井養三郎・加藤重蔵・井口龍太・橋岡友次郎の4名が明治38（1905）年6月5日島根県知事から竹島のアシカ漁業を許可され、4名共同でアシカ漁業を行うこととなった。6月3日竹島漁獵合資会社が設立され、中井が代表社員となった。井口龍太は、明治36（1903）年には五箇村大字久見（現在隠岐の島町）の石橋松太郎組の従業者として、明治37（1904）年には、西郷町大字中町の永海寛市とともに、井口龍太・永海寛市組として、竹島でアシカ漁業を行った。永海は専ら資本主で、井口は実際竹島へ渡島し、捕獲に従事した。明治38（1905）年にも井口龍太・永海寛市組として、4月12日に竹島へ渡航し、12名の従業者を連れ、2隻の猟艇で300頭のアシカを捕獲した。永海寛市は竹島アシカ漁業の共同事業者であったが、資本主であり、竹島でのアシカ捕獲に従事していなかったため、同年3月3日竹島のアシカ漁業の申請を島根県へ行ったものの却下された。同年3月5日には井口龍太も申請を行っている。また、同年6月12日、竹島のアシカ漁業許可者の代表者届、13日の竹島漁獵合資会社設立届には、井口龍太は竹島でアシカ漁業を行っており、本人不在のため、永海寛市が代印している。これまでの研究では、井口龍太・永海寛市組については分析・調査されていなかった。

(2) 井口龍太及び永海寛市の取調書によると、明治37（1904）年に竹島へ渡航したのは5月15日で、アシカの生息数は前年より3割方減少と認められるが、捕獲数が減少するほどのことはなかった。従業者は9名で、このうち五箇村が7名（南方4名、山田2名、苗代田1名）、ほかは中村1名、松江市が1名であった。隠岐での現地調査の結果、井口龍太は当時50歳、従業者で年齢が判明した者は20～30代であった。アシカは竹島で皮を剥ぎ、塩をもって摩し（こし＝みがき）、肉は塩漬けとして肥料とし、油は製し、皮と油は大坂へ移出したとされる。支出は1257円16銭で、このうち一番多かったのは人件費で53%で

あった。一方、収入は975円で、282円16銭の赤字であった。収入のうち、皮が73%、油22%、油・粕5%であった【別紙4】。赤字となったのは、母船が往復の途中、風波のため予定通り航海できず、そのため、食用及び塩その他漁具の欠乏を来し、脂肪肉や肥料も過半は竹島に残し置いたことによる。

(3) 竹島のアシカの漁獲物の販売先として、①西郷町大字中町の永海寛市、②大坂市御坪の御座商店、③杵築（現在出雲市大社町）の渡辺豊次、④布施村布施の富田休太郎を挙げている【別紙2-3】。①は井口龍太の共同事業者で、水産業を経営していた。②は不明。④は1968年の『布施の廻船業』によると、廻船業者であると考えられる。今回の調査では、③について現地調査を実施した。なお、『竹島貸下・海驢漁業書類』所収、五箇村久見の石橋松太郎組の明治37（1904）年の販売先をみると、塩造皮・乾皮・精油は、大阪の住源・山大の両会社へ売却したとする。粗製油と肥料粕は境または隠岐国内で売却したとする。これまでの調査で、境（境港市）へ送付した肥料粕は、境の肥料商（中村市太郎商店）を通じて、弓浜半島の綿作に使用された可能性が高いことが判明している。

(4) 杵築の渡辺豊次について、当初は出雲大社近くの廻船問屋もしくは肥料商ではないかと考え、当時の史料を探したが、見つからなかった。その後、明治44（1911）年末現在の島根県内の主要な商工業者を記した、大正元（1912）年島根県物産陳列所編・発行の『島根県商工人名録 第3回』を確認したところ、染物業の中に、簸川郡荒木村大字北荒木 渡部豊次郎 明治18（1885）年創業とあった【別紙5】1）。荒木村（現在出雲市大社町）は、出雲大社の南、旧大社駅周辺に位置する【別紙6】。これまでの調査で、島根県公文書センター所蔵の『竹島貸下・海驢漁業書類』のうち、竹島におけるアシカ漁業者の既往の経営功労等の取調書のうち、特に従業者の姓名の記載に若干間違いがみられることが判明している。取調書作成の際に、漁業者が名前を間違えて話したか、あるいは「島根県隠岐島庁」の罫紙を使用していることから、隠岐島庁の職員が筆写ミスをした可能性がある。また、現地での聞き取り調査では、出雲大社の近くでは、有力者では渡辺、渡部姓はみられないとのことであった。こうしたことから、杵築の渡辺豊次は、荒木村北荒木の有力者で、染物業者の渡部豊次郎であることが判明した。このほか、渡部豊次郎は昭和11（1936）年の資産家の一覧『島根県資鑑』にも記載がある。p.378に荒木村北荒木 渡部豊次郎 貸貸価額546.41円 職業（農）とある。荒木村の記載者（土地貸貸価額300円以上、所得税及び営業収益税5円以上の納税者）97名のうち、47位となっており、荒木村で資産家であったことが確認できる。渡部豊次郎の家は北荒木の川方地区にあった【別紙6】。川方とは、江戸時代松江藩の河川による年貢米輸送を扱う川方役所のことで、荒木川方と称された。役所は享保5（1720）年設置され、高瀬川を通る川船によって運ばれた米を、役所の米蔵に納めた後、大坂方面などへ運送していた。明治初期には役所は廃止されたが、高瀬川による農作物や肥料の運搬は昭和初期まで続けられたとされる。このように川方地区は、物資の輸送の拠点であったといえる。

(5) 出雲市大社町北荒木の渡部豊次郎の子孫である渡部豊市氏（昭和12（1937）年6月生、85歳）への聞き取り調査によると【別紙7】、豊次郎は曾祖父にあたる。渡部家は豊市氏が9代目で、豊次郎は6代目にあたる。豊次郎は、嘉永6（1853）年7月生、昭和12（1937）年11月、84歳で没している。豊次郎は、豊市氏が生まれた直後に亡くなった。自分の名前は「豊市」であったので、まわりから「昔の紺屋に戻ったね」と言われたことが

ある。豊次郎は、染物業を始めた明治 18 (1885) 年には 32 歳、隠岐の井口・永海組と取引のあった明治 37 (1904) 年には 51 歳であった。屋号は紺屋 (こうや) で、豊次郎の代には、生業は農業と染物業の兼業であったが、染物業は豊次郎の代で終わり、祖父 (明治 3 (1870) 年ー昭和 31 (1956) 年) と父 (明治 30 (1897) 年ー昭和 23 (1948) 年) の代には、養蚕と桃の栽培を中心とした農業をしていた。豊次郎の代に、藍染めをしていたことは聞いている。家の南側の染物を行う甕があったという。甕のあったところは屋根がすすけていた。地区の北側の堀川で染物をしていた。自分の代には甕はなく、土間になっていた。昔から紺屋は金持ちだと言われていた。豊次郎は出世し、分限者 (ぶげんしゃ) であった。家の敷地が広く、建物がたくさんあり、裏には 4 軒、家を貸していた。家を建て替えたのは昭和 48 (1973) 年であった。豊次郎の記録も写真も残っていない。農地もたくさんあったが、農地改革で多くを取られた。桑畑もたくさん持っていた。この地区で倉を持っていたのは、渡部家を含めて 3 軒だけだった。豊次郎と妻ハンの墓は天然石で大きく立派である。

(6) 染物業とアシカの肉からつくられた肥料と関連がみられるのは、染物業で使用する染物の原料である葉藍 (はあい) と考えられる。一般的に綿作地域では、綿作と綿糸を染める染物業と兼業する事例がみられる。さらに染物業の原料である、葉藍の生産、藍の加工もあわせて行う事例が多くみられる。明治中期において、簸川郡では養蚕業が盛んとなり、次第に縮小するものの、実綿、葉藍の生産が行われていた。明治 36 (1903) 年の『島根県統計書』によると、簸川郡の実綿の作付面積は 392 町で、県内の 60%、葉藍の作付面積は 82 町で、県内の 29% を占め、いずれも県内 1 位であった【別紙 8】。残念ながら『島根県統計書』では統計が市郡での記載しかないが 2)、明治 28 (1895) 年京都市で開催された第四回内国勸業博覧会の島根県からの出品者をみると、実綿は 58 名で、うち神門郡 27 名、能義郡 22 名、安濃郡 7 名、楯縫郡と那賀郡が 1 名となっており、神門郡が 46.6% を占めている。神門郡のうち、杵築村 (大社町) が 10 名、大津村 (出雲市) 4 名と、大社砂丘や斐伊川の自然堤防地域に分布がみられる。葉藍の出品者は 28 名で、うち神門郡 14 名、安濃郡 8、飯石郡と美濃郡が 2 名、秋鹿郡と大原郡が 1 名となっており、神門郡が 50% を占めている【別紙 9】。神門郡は、荒茅村 8 名、荒木村 2 名、神西村 2 名と、染物業者渡部豊次郎の住む荒木村にも分布がみられる。また、分布地域は大社砂丘や神戸川河口周辺の自然堤防地域である。葉藍から藍 (染 (すくも)) 3) を生産する「製藍」については、統計が不十分であるものの、『島根県統計書』によると、明治 38 (1905) 年 7 月～39 (1906) 年 6 月に、簸川郡に 4 戸製造所がみられ、簸川郡内で、染 (すくも) が生産されていたことが確認できる。また、残念ながら染物業者の統計は確認できないが、先に出した大正元 (1912) 年島根県物産陳列所編・発行の『島根県商工人名録 第 3 回』で主要な業者を確認することができる。24 軒のうち、簸川郡 6、松江市 5、能義郡 4、美濃郡 3、大原郡と那賀郡 2、八束郡 1 と、簸川郡が 25% と多いことが確認できる【別紙 5】。さらに、明治 28 (1895) 年の第四回内国勸業博覧会の島根県からの葉藍の出品者と大正元 (1912) 年島根県物産陳列所編・発行の『島根県商工人名録 第 3 回』とを対応すると【別紙 9、別紙 5】、簸川郡荒茅村 (現在出雲市荒茅町) の金崎半治郎は、葉藍の出品者として、そして染物業者として記載されている。すなわち、簸川郡では、染物業と、葉藍の生産が兼業で行われていたことが確認できる。こうしたことから、

出雲市大社町北荒木の渡部豊次郎は染物業だけでなく、葉藍を生産していたと考えられる。

(7) 一般的に、葉藍や綿といった商品作物の栽培には、高価なヅルメ、干鰯が使用され、重要な役割を果たした。明治 24 (1891) 年の『鳥取県農事調査書』によると、各作物の主要な肥料と 1 反歩当たりの肥料の量が出ている。米作の肥料は主に、人糞、厩肥、草肥が中心で（例えば邑美郡の普通施量では、人糞が 270 貫、厩肥が 160 貫）、鳥取県内で、米作の普通施量でニシン肥料が出ているのは八橋郡 (10 貫) と会見郡 (4 貫) だけで、その量はわずかである。綿作では、弓浜半島の会見郡のニシン肥料の普通施量は 20 貫 (3 円 10 銭) とある (明治 37 (1904) 年、鳥取県の実綿の作付面積のうち、98.2%は会見郡である)。ニシン肥料は米作と綿作とを比べると、使用量 2~4 倍差があることが確認できる。また、藍については、鳥取県では会見郡が藍の生産量が多く (明治 24 (1891) 年では県内の 31.9%)、ニシン肥料は 85 貫 (15 円 30 銭) も使用するとある。実綿と比較すると、4.25 倍もある。このように、弓浜半島の綿作ではニシン肥料が重視されていた。弓浜半島の綿作では、ニシン肥料のほか、海藻、木灰が使用され、肥料の三要素の成分をみると、ニシン肥料は窒素とリン酸が多く、海藻は窒素とカリウムが多く、木灰はカリウムが多いとされる。明治 44 (1911) 年頃に記された、竹島漁獵合資会社代表社員中井養三郎の『履歴書』のうち「事業経営概要」によると、アシカの「肉及ビ骨ハ窒素若クハリン酸肥料トシテ需要無限ナリ」とあり、アシカの肉と骨から作った肥料は、窒素とリン酸の成分が高いとされる。すなわち、アシカの肉の肥料は、同じく動物質肥料であるニシン粕と同様に、窒素とリン酸の成分が高いことが分かる。こうしたことから、竹島のアシカの肉からつくった肥料は、出雲市内では、染物業に使用するための藍 (菜 (すくも)) の原料となる葉藍の生産で使用されたと考えられる。

(8) これまで竹島のアシカの皮、油の流通、そして利用の具体像についてはある程度明らかとなっていたが、肉からつくられた肥料について具体像が明らかとなったのは、令和 3 (2021) 年 7 月に発表した鳥取県境港市の事例に続いて 2 例目である。また、竹島のアシカの肉からつくられた肥料は、竹島から隠岐の井口龍太・永海寛市組を通じて、出雲市大社町の染物業者 (紺屋) の渡部豊次郎に販売され、大社町の砂丘など砂地で栽培されていた葉藍の栽培の肥料として使用されたと考えられる。竹島のアシカ漁業には、島根県隠岐地方だけでなく、島根県東部の出雲市の事業者も関係していたことが初めて明らかとなった。さらに、わが国が明治 38 (1905) 年竹島を島根県へ編入する以前に、日本人が竹島で経済活動を営んでいたことを示しており、竹島はわが国固有の領土であることをさらに補強するものとして貴重な成果であるといえる。

6. その他

このほか、島根県立図書館所蔵『竹島資料Ⅶ』所収「竹島漁獵合資会社 従明治三十六年行政官庁往復雑書類」にある、明治 41 (1908) 年の竹島での操業者のうち、同年 4 月 19 午後 2 時頃、竹島で機械水雷を発見した人物のなかに、簸川郡園村大字外園 (現在出雲市外園町) の藤井健之助がみられる。竹島と出雲市との関係を示す重要な史料であるが、現地調査をしたものの、該当人物は見つからなかった。郡村誌 (島根県立図書館所蔵、明治 14 (1881) 年頃) によると、外園浦について、民業は漁 270、工 5、雑 20、物産

は、鰯が質は美、1年取高 5200 籠、長州下関・備後尾道へ輸出とし、鯖が質は美、1年取高 9300 尾、今市町及び近村へ輸送するとあり、外園浦は漁村であることから、アシカ猟師として雇用されたと考えられる。今後の課題としたい。

今後、今回の研究成果は、鳥取県境港市での成果とともに、県内外での小中高の竹島教育での活用や、島根県や隠岐など県内外での展示といった竹島問題の広報で大いに活用されることが期待される。

<注>

- 1) 『島根県商工人名録 第3回』には、p.4 に糸類（生糸販売）で、簸川郡杵築村大字東の渡部政太郎がみられるが、そもそも名前が違い、また明治 37（1904）年創業とする。アシカの肥料を創業年に取引した可能性は低いといえる。p.223 に牛乳販売で、簸川郡荒木村の渡部忠次郎、明治 27（1894）年創業がみられるが、これも名前が違い、牛乳販売とアシカの肥料との関連性は低いといえる。
- 2) 郡村誌（島根県立図書館所蔵、明治 14（1881）年頃）によると、北荒木村の物産として、実綿（質は美、1年出来高 12561 貫目、杵築・今市へ輸送）、木綿（質は美、1年出来高 1200 反、杵築・今市・直江へ輸送）、葉藍（質は美、1年出来高 400 貫目、杵築・隠岐国へ輸送）とある。葉藍が隠岐へ輸送されていたことから、この地域と隠岐との間に経済的な結びつきがみられたことが注目される。また、隣の中荒木村においても、物産のなかに葉藍があり、質は美、1年出来高 500 貫目、隠岐国へ輸送とある。葉藍は当時隠岐へは帆船により輸送されたと考えられる。
- 3) 菘（すくも）とは、植物染料の一つ。藍染をする際には、タデ藍と呼ばれる植物の葉を乾燥させ、さらに発酵・熟成させて堆肥状にしたものを染料として使用する。藍は水に溶けない性質であるが、発酵させて可溶化することで染料として使用できるようになるのが特徴。